

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第46号	三田市あすなろ教室設置条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	<p><b>【改正趣旨】</b>  三田市あすなろ教室について、三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針に基づき、令和3年9月1日に旧中央公民館分室建物に移転させることから当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b>  地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）</p> <p><b>【改正内容】</b>  条例第2条に規定する三田市あすなろ教室の位置を下記のとおり改める。  現行 三田市相生町17番20号  改正後 三田市相生町26番15号</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和3年9月1日</p>